

○ 農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）（昭和53年3月3日付53構改D第116号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 第2の(1)から(4)までに該当する事業に係る補助対象経費は、1か所ごとの決定事業費又は決定工事費の額を次の各号に<u>掲げる場合</u>に分類し、その分類された決定事業費又は決定工事費の合計額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額を合計した額と補助対象となる委託費等の実支出額とのいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円以下の場合</p> <p>ア <u>都道府県が概要書を作成する場合</u> 1,000分の140</p> <p>イ <u>都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。）が設計書を作成する場合</u> 1,000分の95</p> <p><u>ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合</u> 1,000分の205</p> <p><u>エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合</u> 1,000分の139</p> <p>(2) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円を超え500万円以下の場合</p> <p>ア <u>都道府県が概要書を作成する場合</u> 1,000分の131</p> <p>イ <u>都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合</u> 1,000分の95</p> <p><u>ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合</u> 1,000分の192</p> <p><u>エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合</u> 1,000分の139</p> <p>(3) 1か所の決定事業費又は決定工事費が500万円を超え1,000万円以下の場合</p> <p>ア <u>都道府県が概要書を作成する場合</u> 1,000分の119</p> <p>イ <u>都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合</u> 1,000分の95</p> <p><u>ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合</u> 1,000分の174</p> <p><u>エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合</u> 1,000分の139</p> <p>(4) 1か所の決定事業費又は決定工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合</p> <p>ア <u>都道府県が概要書作成の場合</u> 1,000分の103</p> <p>イ <u>都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合</u> 1,000分の69</p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 第2の(1)から(4)までに該当する事業に係る補助対象経費は、1か所ごとの決定事業費又は決定工事費の額を次の各号に分類し、その分類された決定事業費又は決定工事費の合計額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額を合計した額と補助対象となる委託費等の実支出額とのいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 1,000分の140</p> <p>イ 設計書作成の場合 1,000分の95</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>(2) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円を超え500万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 1,000分の131</p> <p>イ 設計書作成の場合 1,000分の95</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>(3) 1か所の決定事業費又は決定工事費が500万円を超え1,000万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 1,000分の119</p> <p>イ 設計書作成の場合 1,000分の95</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>(4) 1か所の決定事業費又は決定工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 1,000分の103</p> <p>イ 設計書作成の場合 1,000分の69</p>

改 正 後	現 行
<p><u>ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合 1,000 分の 151</u>  <u>エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合 1,000 分の 101</u>  (5) 1 か所の決定事業費又は決定工事費が 3,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合  ア <u>都道府県が概要書を作成する場合 1,000 分の 79</u>  イ <u>都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合 1,000 分の 59</u>  <u>ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合 1,000 分の 116</u>  <u>エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合 1,000 分の 86</u>  (6) 1 か所の決定事業費又は決定工事費が 10,000 万円を超える場合  ア <u>都道府県が概要書を作成する場合 1,000 分の 41</u>  イ <u>都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合 1,000 分の 30</u>  <u>ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合 1,000 分の 60</u>  <u>エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合 1,000 分の 44</u>  2 第 2 の (5) に該当する事業に係る補助対象経費は、補助対象となる委託費等の実支出額とする。</p>	<p>(新設)  (新設)  (5) 1 か所の決定事業費又は決定工事費が 3,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合  ア 概要書作成の場合 1,000 分の 79  イ 設計書作成の場合 1,000 分の 59  (新設)  (新設)  (6) 1 か所の決定事業費又は決定工事費が 10,000 万円を超える場合  ア 概要書作成の場合 1,000 分の 41  イ 設計書作成の場合 1,000 分の 30  (新設)  (新設)  2 第 2 の (5) に該当する事業に係る補助対象経費は、補助対象となる委託費等の実支出額とする。</p>
<p>第 5 (略)</p>	<p>第 5 (略)</p>
<p>第 6 適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出する。</p>	<p>第 6 適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出する。<u>その提出部数は正副 2 部とする。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第 7 (略)</p>	<p>第 7 (略)</p>
<p>第 8 適正化法第 14 条及び規則第 6 条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、地方農政局長等に提出する。</p>	<p>第 8 適正化法第 14 条及び規則第 6 条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、地方農政局長等に提出する。<u>その提出部数は正副 2 部とする。</u></p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p><u>第 9 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 8 の規定に準ずる条件並びに次に掲げる条件を付さなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>(1) 適正化法、適正化法施行令、規則及び本要綱に従うべきこと。</u></p> <p><u>2 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。</u></p> <p>別記様式第1号（第6、第8関係）</p> <p>農地農業用施設（海岸及び地すべり防止施設）災害復旧事業          業査定設計委託費等補助金交付申請書（又は実績報告書）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇農政局長（北海道にあつては農林水産大臣          沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 氏 名</p> <p>年度において下記のとおり事業を実施したい（した）から、農地・農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱により補助金 〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。（報告する。）          （なお、併せて精算額 〇〇〇〇〇〇 円を請求する。）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（略）</p>	<p>別記様式第1号（第6、第8関係）</p> <p>農地農業用施設（海岸及び地すべり防止施設）災害復旧事業          業査定設計委託費等補助金交付申請書（又は実績報告書）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇農政局長（北海道にあつては農林水産大臣          沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 氏 名 <u>印</u></p> <p><u>令和</u> 年度において下記のとおり事業を実施したい（した）から、農地・農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱により補助金 〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。（報告する。）          （なお、併せて精算額 〇〇〇〇〇〇 円を請求する。）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>別記様式第2号（第8関係）</p> <p>年度仕入れに係る消費税等相当額報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇農政局長〔北海道にあつては農林水産大臣 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号により交付決定通知があつた〇〇〇〇事業費補助金について、農地・農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円 （ 年 月 日付け第 号による額の確定通知額） 2～4 （略）</p> <p>（注） 市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。</p>	<p>別記様式第2号（第8関係）</p> <p><u>令和</u> 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇農政局長〔北海道にあつては農林水産大臣 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 氏 名 <u>印</u></p> <p><u>令和</u> 年 月 日付け第 号により交付決定通知があつた〇〇〇〇事業費補助金について、農地・農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円 <u>令和</u> 年 月 日付け第 号による額の確定通知額） 2～4 （略）</p> <p>（注） （略）</p>

附 則 （令和3年 月 日 農振第 号）

この通知は、令和3年 月 日から施行する。ただし、この通知による改正後の第4の規定は、令和3年1月1日以後に発生した災害について適用する。